

ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領（案）に対する意見

ゲノム編集は新しい技術であり、これを食品に応用することに対し、多くの消費者が不安や疑問を抱いています。こうした不安や疑問を払拭し、消費者の「知る権利」「選択する権利」を保証するためには、ゲノム編集技術応用食品の届出、公表を厳格に行うとともに、表示制度を確立する必要があります。以下の5点について要望します。

1. ゲノム編集食品の届出は義務とする

ゲノム編集技術応用食品等の開発者が厚生労働省に対して行う届出は任意ではなく義務とするべきであり、これに違反した場合は罰則を適用するなど、より実効性のある制度とするよう求めます。

2. 届出から販売まで3カ月以上の周知期間を設ける

取扱要領（案）においては、届出がされたゲノム編集技術応用食品等について、厚生労働省のホームページに掲載後に販売が認められるとしていますが、ホームページでの公表から販売開始まで、3カ月以上の周知期間を設けることを義務付けるべきです。仮に、その商品にゲノム編集技術を応用したものであるという表示が付されずに販売される場合、消費者が知る手段は厚労省のホームページに限定される可能性があり、十分な周知期間を置かなければ、消費者がその事実を知らないまま、意に反して購入してしまうことが起こり得るためです。

3. 加工品も届出・公表の対象とする

取扱要領（案）では、「ゲノム編集技術応用食品を利用して製造加工された食品については、届出を要しない」として、加工品を届出の対象から除外していますが、最終製品がどのような形態で販売されるかは消費者にとって極めて重要な情報です。加工品もすべて届出の対象とし、公表するよう求めます。

4. 商品名、表示方法、販売地域などの情報も公表する

取扱要領（案）の「5. 届出及び公表する情報」では、ゲノム編集技術応用食品について厚生労働省が公表する情報として6項目を定めていますが、不十分です。当該食品の「商品名」、「表示の方法と表示内容」、「販売地域」などは消費者が商品を選択するために重要な情報であり、上市年月と合わせて公表するよう求めます。

5. 消費者からの問い合わせに誠意を持って回答する

開発者、販売事業者、厚生労働省は、届出がされたゲノム編集技術応用食品等の安全性や流通・販売方法等に関する消費者からの問い合わせに対し、誠意をもってこれに回答し、消費者が求める情報を可能な限り提供する責任があることを取扱要領に明記するよう求めます。

(以上)